

渡邊智宏

精神疾患の方を障害者雇用で雇用する時の注意点



65

要です。このように、入社した後も定期的に、本人と仕事について、人間関係について話し合う機会は必須です。こういう話し合いは、今いる健康な社員にも行う事で、仕事や人間関係が改善し、もしかすると離職率も下がるかもしれません。

その障害者の方が上手く馴染んでくれるだろうか、と不安になるかもしれません。しかし、実際の方は考え方を逆です。今いる社員は考課で対応していく事が基になるのです。勿論、本人の慣れや成長に伴つて賃金を上げていく必要があります。その為には、公正な評価とそれに対応する給与制度というものが必須となります。これは健康な普通の社員にも必要な事で応用できます。

例えば、仕事での失敗にどこまで注意して良いのか悩みませんか。むしろ、既存社員の方が遠慮してしまい人間関係が築けないのです。

そこで、まず

去年の本誌11月号で、精神疾患の方を障害者雇用することで雇用する時の注意点

差も合理的と判断できます。

つまり、職能・職務給制度や人事考課で対応していく事が基上げましょう、という話をしました。今回は、実際に雇用しようとと思った時に懸念される事について考えていくたいと思いま



担当者だけではないのです。病気について、

このように障害者という存在が加わる事で、基本を見直す機会となり会社としての組織がしつかりとしていくという相乗効果が見込まれます。公的なサポートを受けて精神疾患の労働者を受け入れる事で、ぜひ会社の基礎を見直してみて下さい。

（社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、特定社会保険労務士）

注意すべき点は病欠に対する評価です。病欠が多いという理由で人事評価を下げる事は望ましくありません。有給休暇の利用は正当な権利行使ですし、欠勤控除で対応されればそこでペナルティーを受けている事になりますからです。体調を崩すという事は、仕事のストレスが過重になつてくるでしょう。すると仕事の内容や責任の程度が変わつきます。仕事内容の違いによる合理的な差があれば賃金の

まずは賃金の原則についてお伝えします。障害者である事を理由にした賃金差別はできません。「同じ仕事」をしているのであれば、他の社員と同じ給与を支払う必要があります。

しかし、これはあくまで「同じ仕事」をしている場合です。例えば、突発的な欠勤が予想される方であれば、他の社員がすぐに対応できる仕事が中心になります。仕事内容の違いになつてくるでしょう。すると仕事の内容や人間関係が適正か

とはいえ、いきなり精神疾患を持つ人と上手くコミュニケーションを取れるかどうかは自信がないのではないかでしょう。その不安に応えるために、ハローワークや就労移行支援サービスなどのサポートが存在しています。会社に出前講義してくれます。会社に出前講義

イラスト・伊藤香澄